

# 令和8年第1回安平町議会臨時会会議録

令和8年1月21日（木曜日） 午前10時00分開会

1 招集年月日 令和8年1月21日（水曜日）

2 招集の場所 安平町議会 議場

3 出席議員（10名）

議席番号

1番 工藤 秀一	2番 米川 恵美子	3番 小笠原 直治
4番 鳥越 真由美	7番 三浦 恵美子	8番 箱崎 英輔
9番 内藤 圭子	10番 高山 正人	11番 梅森 敬仁
12番 多田 政拓		

4 地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため会議に出席した者

町長	及川 秀一郎
教育長	井内 聖
代表監査委員	小川 誠一

5 町長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

副町長	田中 一省		
総務課			
総務担当課長	岡 康弘	情報担当課長	池田 恵司
政策推進課			
まちづくり担当課長	山口 崇	企画財政担当課長	木林 一雄
税務住民課			
税務戸籍担当課長	奥田 浩司	生活環境担当課長	佐々木 智紀
産業振興課			
産業振興担当課長	森池 和哉		
建設課			
土木公園担当課長	塩谷 慎嗣	施設担当課長	伊藤 富美雄
健康福祉課			
国保介護担当課長	阿部 充幸	健康福祉担当課長	小坂橋 憲仁
水道課			
水道担当課長	谷村 英俊	下水道担当課長	佐々木 貴之
住民サービス課 兼 商工観光課			
総合支所長	村上 純一		

6 教育委員会教育長の委任を受けて説明のため会議に出席した者

教育委員会

社会教育担当次長	渡邊 匡人	学校教育担当次長	佐々木 英生
----------	-------	----------	--------

7 職務のため出席した議会事務局職員

事務局 長 石 塚 一 哉 主 幹 鈴 木 慎 二

---

○ 議 事 日 程

日程番号	議案番号	付 議 案 件
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	承認第 1 号	専決処分事項の承認について(令和 7 年度安平町一般会計補正予算(第 6 号)について)
日程第 4	承認第 2 号	専決処分事項の承認について(令和 7 年度安平町下水道事業会計補正予算(第 5 号)について)
日程第 5	議案第 1 号	令和 7 年度安平町一般会計補正予算(第 7 号)について

---

- 本日の会議に付した事件  
議事日程に同じ

- 会議録署名議員  
議長は、本臨時会の会議録署名議員に次の 2 人を指名した。

2 番	米 川 恵美子
7 番	三 浦 恵美子

## 会 議 の 顛 末

〔開会・開議 午前10時00分〕

---

### ◎ 議長あいさつ

〔議長起立〕

○議長（多田政拓君） おはようございます。令和8年第1回安平町議会臨時会開催のご案内をしましたところ、説明員並びに議員各位には全員参加していただきました。ご苦勞様です。年暮れから年明けにかけてもコロナそれからインフル等の感染症がまだ蔓延しています。令和8年になりましてから初めての議会ですが、各位健康に留意されまして審議していただきますようお願いしまして挨拶とさせていただきます。

〔議長着席〕

○議長（多田政拓君） それでは臨時会を開会します。

---

### ◎ 開会・開議宣告、議事日程の報告

○議長（多田政拓君） 只今の出席議員数は10名です。定足数に達していますので、只今から令和8年第1回安平町議会臨時会を開会します。  
これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、先に配布のとおりです。

---

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（多田政拓君） 日程第1、**会議録署名議員の指名**を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって

2番 米川 恵美子 議員  
7番 三浦 恵美子 議員 を指名いたします。

---

◎ 日程第2 会期の決定

- 議長（多田政拓君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします、本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思います。  
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は本日1日限りと決定いたしました。
- 

◎ 日程第3 承認第1号

- 議長（多田政拓君） 日程第3、承認第1号 専決処分事項の承認について（令和7年度安平町一般会計補正予算（第6号）について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 副町長。  
○副町長（田中一省君） 承認第1号朗読

承認第1号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和8年1月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町一般会計補正予算（第6号）について

裏面をご覧ください。

安平町専決処分第12号

### 専 決 処 分 書

下記事項において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年12月25日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町一般会計補正予算（第6号）について（別紙）

別冊、予算書をご覧ください。

専決第12号

令和7年度安平町一般会計補正予算（第6号）

令和7年度安平町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,650千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,840,111千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年12月25日専決

安平町長 及 川 秀一郎

それでは令和7年度安平町一般会計補正予算(第6号)についてご説明いたします。本補正は令和7年12月25日に安平町出身の三浦芽依選手が女子アイスホッケー日本代表「スマイルジャパン」に選出され、令和8年2月に開催されるミラノ・コルティナ冬季オリンピックへの出場が決定したことを受け、町として応援機運を醸成するため必要となる準備を速やかに進める必要が生じたことから同日、実行委員会を立ち上げ、緊急を要する準備経費について専決処分により補正予算を編成したものであります。歳入につきましては、ひとづくり基金繰入金から265万円。歳出はミラノ・コルティナ冬季オリンピック安平町実行委員会にかかる経費で事務費・PR費・現地応援費・地元応援費・激励費・予備費で構成され、激励費として三浦芽依選手に50万円を贈るものです。

それでは歳出から説明いたしますので6ページをお開き下さい。

10款教育費6項1目保健体育総務費は、先ほど説明いたしましたミラノ・コルティナ冬季オリンピック安平町実行委員会にかかる経費として計上しております。内容は事務運営に係る消耗品等の事務費、町内6か所に設置する看板(役場総合庁舎・スポーツセンター・早来学園・道の駅あびらD51ステーション・早来駅前塔(両面)・追分駅前塔(片面)の6か所)及びポスター等のPR経費、応援メッセージの贈呈や報告会の実施等に係る経費、現地応援に係るご家族の旅費支援並びに三浦芽依選手への激励費50万円等でありませう。合わせて事業執行に備え予備費を計上しております。

補足いたします。安平町実行委員会主催の激励会に出席するため1月15日午前9時に三浦選手が表敬訪問し、実行委員長の及川町長・井内教育長、安平町議会から多田議長・梅森副議長に出席いただき、実行委員長より激励の挨拶と激励の意を込めた目録の贈呈並びに多田議長から花束の贈呈を行いました。三浦選手からはオリンピック出場の報告と大会に向けての抱負などお話をいただき懇談形式で執り行いました。報道によりますと1月17日に東京へ戻り、19日「スマイルジャパン」の壮行会に参加し、20日事前合宿地のドイツに渡りオーストリア・ドイツとのテストマッチ後、31日にミラノ入りすることです。また、地元応援につきましてはテレビ中継等の放送予定、試合日程及び試合結果等を役場スマホサービス、ピピット、町ホームページ等を通じて町民へ随時発信し、各家庭で応援できる環境を整えることとしております。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので5ページをお開きください。20款繰入金1項5目ひとづくり基金繰入金は、今補正の財源として充当するものです。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ265万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ88億4011万1000円とするものです。ご審議のうえ承認くださるよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（多田政拓君） ご苦労様です。説明が終わりましたのでこれから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。歳出6ページをお開きください。6ページについて質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。5ページをお開きください。5ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わり、総括的な質疑をお受けします。総括的な質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。次に討論に入ります。まず本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。これから承認第1号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第1号は報告のとおり承認されました。

---

◎ 日程第4 承認第2号

○議長（多田政拓君） 日程第4、承認第2号 専決処分事項の承認について（令和7年度安平町下水道会計補正予算（第5号）について）を議題とします。提案説明を求めます。

〔佐々木下水道担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 下水道担当課長。
- 下水道担当課長（佐々木貴之君） 承認第2号朗読

承認第2号

専決処分事項の承認について

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分書のとおり処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めらる。

令和8年1月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第5号）について

次のページをご覧ください。

安平町専決処分第13号

専 決 処 分 書

下記事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和7年12月25日

安平町長 及 川 秀一郎

専決処分事項

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第5号）について（別紙）

補正予算書をご覧ください。

専決第13号

令和7年度安平町下水道事業会計補正予算（第5号）

（総則）

第1条 令和7年度安平町の下水道事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入及び支出）

第2条 予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出に対して不足する額「20,446千円」を「21,062千円」に、減債積立金「8,096千円」を「8,712千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

令和7年12月25日専決

安平町長 及 川 秀一郎

支出の第1款、資本的支出は浄化センター純水製造装置購入により61万6000円を増額し資本的支出の合計を4億8928万6000円とするものです。

それでは今回の補正予算について2ページの令和7年度安平町下水道事業会計補正予算、事項別明細書第5号により詳細をご説明致します。

資本的支出、1款資本的支出3項1目有形固定資産購入費1節工具・器具及び備品について、早来浄化センターの水質試験業務で使用している純水製造装置が経年劣化により故障したため、機器更新の増額補正を行うものとなります。現在は追分浄化センター設置の同型機で製造し運搬して対応していますが、故障した機器は供用から21年経過していること。また水質検査は法令に基づき的確に実施するため機器更新として61万6000円を増額補正するものとなります。1ページの令和7年度安平町下水道事業会計補正予算実施計画第5号につきましては、只今説明致しました補正予定額の目の段階における付属資料となります。

以上で説明を終わります。ご審議のうえご承認下さいますよう、よろしくお願い致します。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。本件については第1条の総則から第2条資本的収入及び支出まで一括で質疑をお受けします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 討論なしと認めます。  
これから承認第2号を採決します。本件について報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） 異議なしと認めます。したがって承認第2号は報告のとおり承認されました。

---

◎ 日程第5 議案第1号

○議長（多田政拓君） 日程第5、議案第1号 令和7年度安平町一般会計補正予算（第7号）について を議題とします。提案説明を求めます。

〔田中副町長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 副町長。  
○副町長（田中一省君） 議案第1号朗読

議案第1号

令和7年度安平町一般会計補正予算（第7号）について

令和7年度安平町一般会計補正予算（第7号）を別紙のとおり提出する。

令和8年1月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

重点支援地方交付金事業経費の増額等により、令和7年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

別冊、補正予算書をご覧ください。

## 議案第1号

令和7年度安平町一般会計補正予算（第7号）について

令和7年度安平町の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ109,992千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,950,103千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和8年1月21日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和7年度安平町一般会計補正予算（第7号）について提案説明いたします。今補正の主なものにつきましては、歳入では国の補正予算「強い経済を実現する総合経済対策」に伴う重点支援地方交付金の追加による8650万3000円の増額など。歳出では重点支援地方交付金事業となる食料品価格高騰高齢者世帯支援給付金4260万円の計上などです。

それでは歳出から説明いたします。8ページをお開き下さい。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費（1）食料品価格高騰高齢者世帯支援給付金支給事業は、重点支援地方交付金を活用し物価高騰に伴う食料品の価格高騰により特に影響を受ける低所得の高齢者世帯・ひとり親世帯・しょうがい者世帯に対して食料品費の助成を行うもので、1世帯につき2万円の給付金及び事務費の計上です。（2）エネルギー価格高騰低所得世帯支援給付金支給事業は物価高騰及び灯油・ガス・電気等のエネルギー価格高騰に伴い、特に影響を受ける低所得の高齢者世帯・ひとり親世帯・しょうがい者世帯に対してエネルギー代の助成を行うもので、1世帯につき1万5000円の給

付金及び事務費の計上です。9ページ、9目高齢者福祉費は12月に補正した福祉灯油特別対策事業費の増額で、今補正の食料品価格高騰高齢者世帯支援給付金支給事業及びエネルギー価格高騰低所得世帯支援給付金支給事業の実施に伴い申請率の向上が見込まれることから増額するものです。2項5目児童手当費は国の補正に伴い児童手当支給対象児童に対し、物価高対応子育て応援手当1児童につき2万円の支給を行うもので応援手当及び事務費の計上です。

10ページ。7款商工費1項1目商工業振興費は重点支援地方交付金を活用し、物価高騰による消費者の支援及び地域活性化を目的とした50%割り増しのプレミアム付商品券の発行事業に係る補助金の計上です。

引き続き歳入の説明をさせていただきますので、6ページをお開きください。

16款国庫支出金は令和7年11月21日に内閣で閣議決定された「強い経済を実現する総合経済対策」の事業実施によるもので、2項1目総務費国庫補助金は重点支援地方交付金事業に対する補助金、2目民生費国庫補助金は物価高対応子育て応援手当事業に対する補助金です。

7ページ。20款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、今補正の財源調整です。

次に繰越明許費補正について説明しますので、3ページをお開きください。第2表繰越明許費補正7款1項物価高騰対策安平町消費拡大地域活性化事業2710万1000円は今補正のプレミアム付き商品券の発行事業で、使用期間を含めた事業期間が次年度になる跨がるため繰り越すものです。

以上、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ1億999万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億5010万3000円とするものでございます。ご審議のうえご決定くださいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（多田政拓君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑は歳出からページごとに行います。8ページをお開きください。まず8ページで質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ9、10ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 10ページの7款1項1目商業振興経費の安平町商工会補助金の部分ですが、こちらは事前に商品券を予約して購入するものだけが対象なのか詳細を伺います。

〔村上総合支所長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総合支所長。
- 総合支所長（村上純一君） 50%のプレミアム付きの商品券の事業ですが、こちらは予約受付期間を設けまして1世帯あたり2セット上限で予約を受け付けて、その予約した方に対しての販売となります。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） では、これから予約を受け付けるという形で、もしそれができない場合は申し訳ないけど受け取れませんという形なのでしょうか。

〔村上総合支所長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総合支所長。
- 総合支所長（村上純一君） 近年実施しています商品券事業と同じように、必要な方が必要な分を申し込んでいただいてその方に対する販売となります。

〔三浦議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 三浦議員。
- 7番（三浦恵美子君） 例えば予約する数は決めているのでしょうか。決めているとしたら、それをオーバーした場合はどうするか伺います。

〔村上総合支所長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 総合支所長。
- 総合支所長（村上純一君） 近年の売れ行きを見ながら、間違いなく足りなくならないであろうという数を用意して販売をすることとしています。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔米川議員 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 今のところで商品券の購入ですが、1世帯あたりいく

らってという決まりを作るのでしょうか。それとも申し込み金額は自由なのか伺います。

〔村上総合支所長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 総合支所長。

○総合支所長（村上純一君） 通常実施しているのは1世帯あたり10冊まで。要は10万円までなのですが。今回、緊急的に行うもので、使える期間も通常よりもそれほど長くないので、今回は1世帯あたり2セット。1世帯あたり2万円ですね。2万円で3万円分のお買い物ができるという商品券を発行する予定です。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

〔鳥越議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 9ページの5目の児童手当費ですね。これは説明書によると対象児童が900人となっているのですが、児童だけが対象なのか、なぜ児童で切ったのか。その上の世代、子どもがいるというのは18歳までが子どもと私は理解するのですが、児童で切ったところの理由を教えてください。

〔小坂橋健康福祉担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小坂橋憲仁君） 今回の給付金の関係ですが、こちらについては現行の児童手当を受給されている方、対象者が児童手当の児童ということになっていますので、こちらについては現行の900人で予算を計上させていただきます。

〔鳥越議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 鳥越議員。

○4番（鳥越真由美君） 確認ですが、この児童手当を受けている者ということは国からのお達しなのか、安平町が独自で決めているのかお願いします。

〔小坂橋健康福祉担当課長 挙手〕

- 議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。
- 健康福祉担当課長（小坂橋憲仁君） こちらは国で児童手当を受給されている子どもが対象となっています。

- 議長（多田政拓君） 他にありませんか。

[米川議員 挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 9ページの福祉灯油のことですが、申請しなければ受け取れないということなののでしょうか。もし申請が必要となると、どのようにしてこれを周知させるのかをお願いします。

[小坂橋健康福祉担当課長 挙手]

- 議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。
- 健康福祉担当課長（小坂橋憲仁君） 今回の給付金の関係ですが今福祉灯油のご質問をいただいているのですが、今回についてはその他にある食料品高騰とかエネルギー価格の部分といったものを、対象者を現在絞っていますので該当される方についてはご案内を差し上げることとしています。

その方々については、いろんな支給方法があるということでプッシュ型も検討させていただいたのですが、プッシュ型となると給付をする口座を調べるのに時間を要することがありまして、なるべく早く支給したいことがありまして申請書の方に、これ3つの給付金がありますが1枚の申請書で3つの給付金を受けられるような申請書を作っています、一度申請していただければ該当する方は3つの給付金を受けられる様式で、この後ご承認いただきましたら発送の準備はさせていただいていますので、早ければ今週ぐらいの間には該当される方にはお手元にその案内が届くということに今準備させていただいています。

[米川議員 挙手]

- 議長（多田政拓君） 米川議員。
- 2番（米川恵美子君） 今の申請のことですが、申請書の書き方とか民生委員を通じてお手伝いしてあげられるような、そういう仕組みとか体制についてはどうですか。

[小坂橋健康福祉担当課長 挙手]

○議長（多田政拓君） 健康福祉担当課長。

○健康福祉担当課長（小板橋憲仁君） これまでも給付金関係とか他の申請といったものでも民生委員の方にもご協力をお願いしていますが、今回についてもそういったご協力をしていただけるように、この後今月・来月と民生委員協議会もありますので、その中でご協力のお願いをさせていただいて、申請される方がなるべく困らないような方法もご協力もいただきながら進めさせていただきたいと思っています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳出の質疑を終わり、歳入の質疑を行います。6ページをお開きください。6ページをお開きください。6、7ページで質疑はありませんか。

〔三浦議員 挙手〕

○議長（多田政拓君） 三浦議員。

○7番（三浦恵美子君） 7ページの繰入金のところですが、財政調整基金繰入金を繰り入れる部分は大体どの部分の経費が主になっているのか伺います。

〔木林企画財政担当課長 挙手〕

○議長（多田政拓君） 企画財政担当課長。

○企画財政担当課長（木林一雄君） 財政調整基金の繰入ですが、福祉灯油の財源に繰り入れる予定としています。

○議長（多田政拓君） 他にありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ歳入の質疑を終わります。

3ページをお開きください。第2表繰越明許費補正について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（多田政拓君） なければ総括的な質疑をお受けします。質疑はありません

んか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) なければ質疑なしと認め、これで質疑を終わります。  
次に討論に入ります。本案に対して反対の方の発言を許します。発言はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 討論なしと認めます。これから議案第1号を採決します。  
本件について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(多田政拓君) 異議なしと認めます。したがって議案第1号は原案のとおり可決されました。

---

◎ 閉会宣告

○議長(多田政拓君) 以上をもちまして本臨時会に付託されました案件の審議は終了しました。会議議事運営等にご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。それでは令和8年第1回安平町議会臨時会を閉会します。ご苦労様でした。

閉会 午前10時30分

会議の経過を記載してその相違ない事を証するため、地方自治法第123条第2項の規定に基づき、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_

署名議員 \_\_\_\_\_